

15. KBA（ケービーイー）

（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン及び環境省のホームページより抜粋）

[KBAマップ]



[KBAマップ 北海道]



1. 猿払 (Sarufutsu)

面積 (ha)	自治体	保護地域	基準
39,095	赤谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町	-	CR EN VU RR A3 A4
			- 1 - - - 2

2. 利尻島 (Rishiri Island)

面積 (ha)	自治体	保護地域	基準
19,445	利尻郡利尻富士市、利尻郡利尻町	利尻国立公園	CR EN VU RR A3 A4
			- - - - 2 1

(中略)

32. 松前小島 (Matsumaekojima Islet)

面積 (ha)	自治体	保護地域	基準
151	松前郡松前町	-	CR EN VU RR A3 A4
			- - - - 2

[コンサベーション・インターナショナル作成GISデータ「KBA地域」情報（EADAS）]



16. 現存植生図

（環境省のホームページより抜粋）

概要

現存植生図とは、植生図の作成時点に存在する植物群落の具体的な広がり在地図上に表した主題図のことです。植生図とは、植物群落の具体的な配分を地図上に描いたものです。

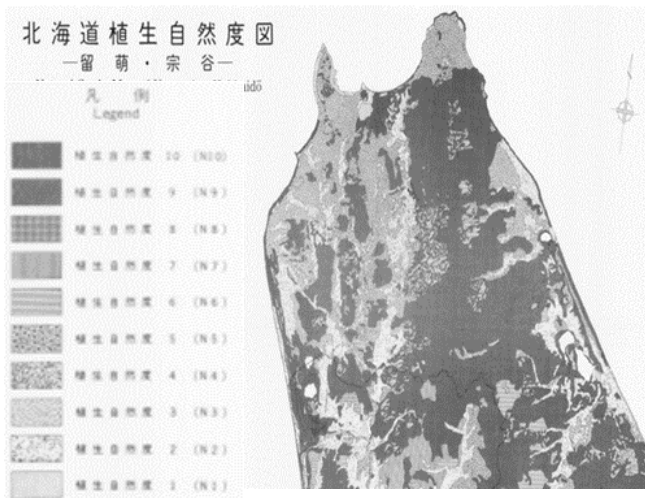
現存植生図は、国土計画、地域開発、産業立地等のための自然診断図として、また自然環境の保護・復元・維持のための生態学的処方箋として重要な基礎図であり、各種の保護ないし開発のマスタートプラン作成に不可欠な資料として高く位置づけられています。

- ・ 1/20万 現存植生図（1970年代）
 - ⇒ 第1回自然環境保全基礎調査（1973年～）
 - ⇒ 目的：日本全国の自然の現況把握
 - ⇒ 植生自然度図も作成され、全国レベルでの自然環境の診断がはじめて行われた
- ・ 1/5万 現存植生図（1980～90年代）
 - ⇒ 第2回（1979年）・第3回（1983～86年）自然環境保全基礎調査
 - ⇒ 目的：全国の植生の現況をより詳細に把握するとともに、地域レベルの計画に対応できる植生図を全国的かつ統一的に作成
 - ⇒ 自然環境保全地域等の指定に活用された
- ・ 1/2.5万 現存植生図（2000年代）
 - ⇒ 第6回（1999～2004年）・第7回（2005年～）自然環境保全基礎調査
 - ⇒ 目的：全国の植生の現況をより詳細に把握するとともに、地域レベルの計画に対応できる植生図を全国的かつ統一的に作成

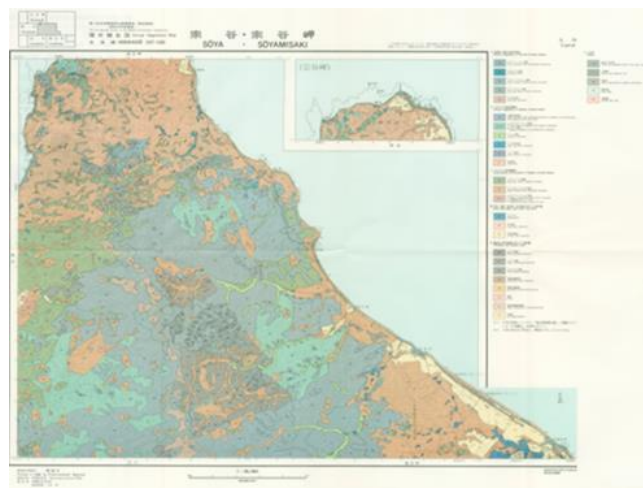
16. 現存植生図

（環境省・生物多様性センターのホームページより抜粋）

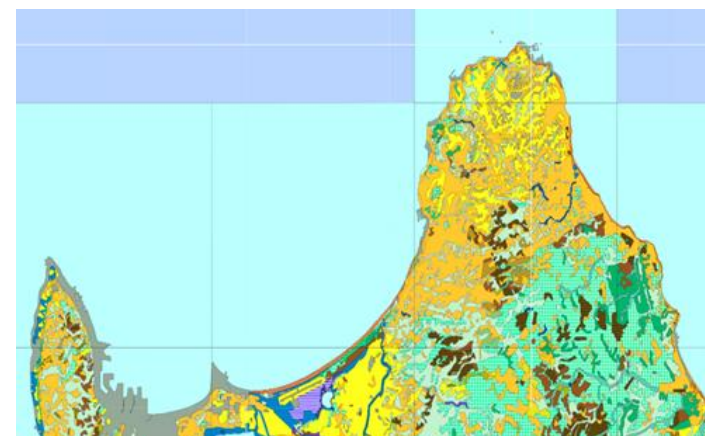
[1/20万 現存植生図]



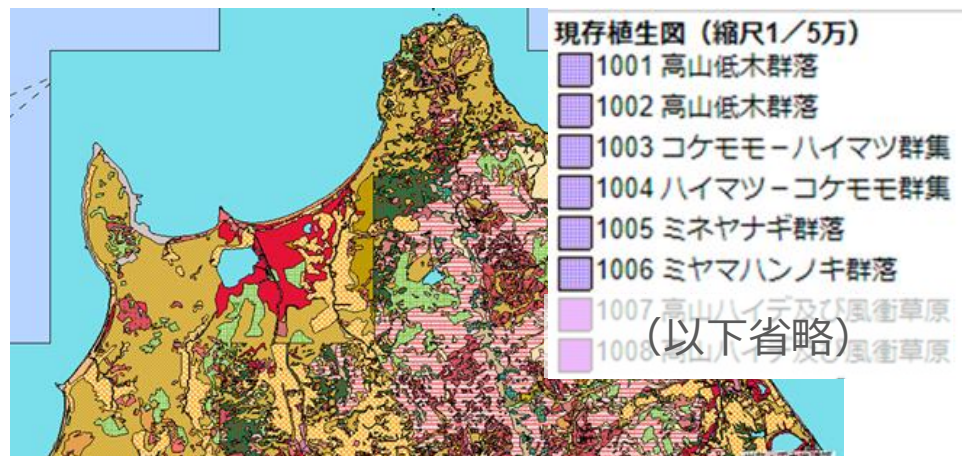
[1/5万 現存植生図]



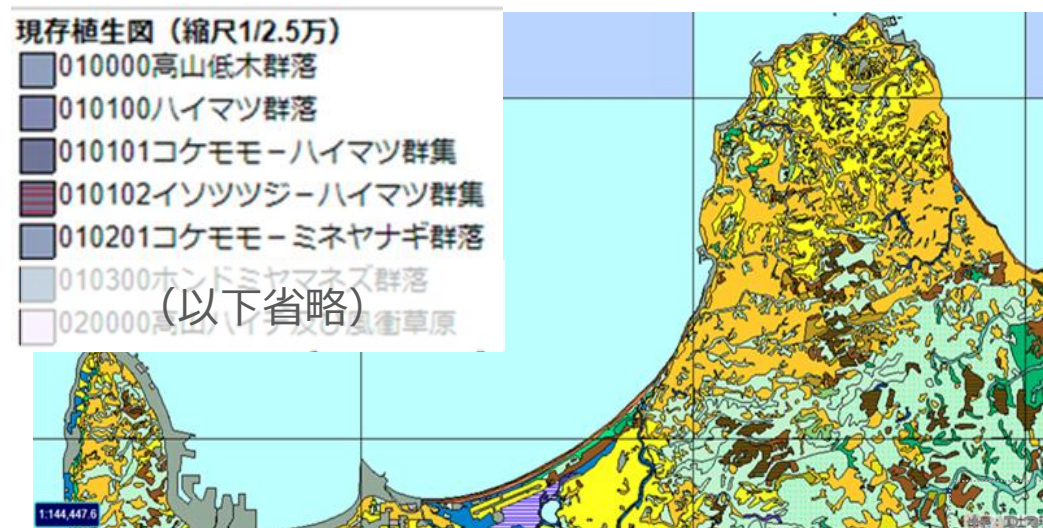
[1/2.5万 現存植生図]



[環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS 自然環境保全基礎調査植生調査（第2～5回）1/5万 植生図 シェープファイル（平成16年度）（EADAS）]



[自然環境調査Web-GIS自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万植生図シェープファイル（EADAS）]



17. 公共用水域の水質測定結果

（水質汚濁防止法より抜粋）

概要

都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとします。（水質汚濁防止法第16条第1項）

測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとします。（水質汚濁防止法第16条第2項）

国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとします。（水質汚濁防止法第16条第4項）

緊急時の措置

都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。（水質汚濁防止法第18条）

損害賠償

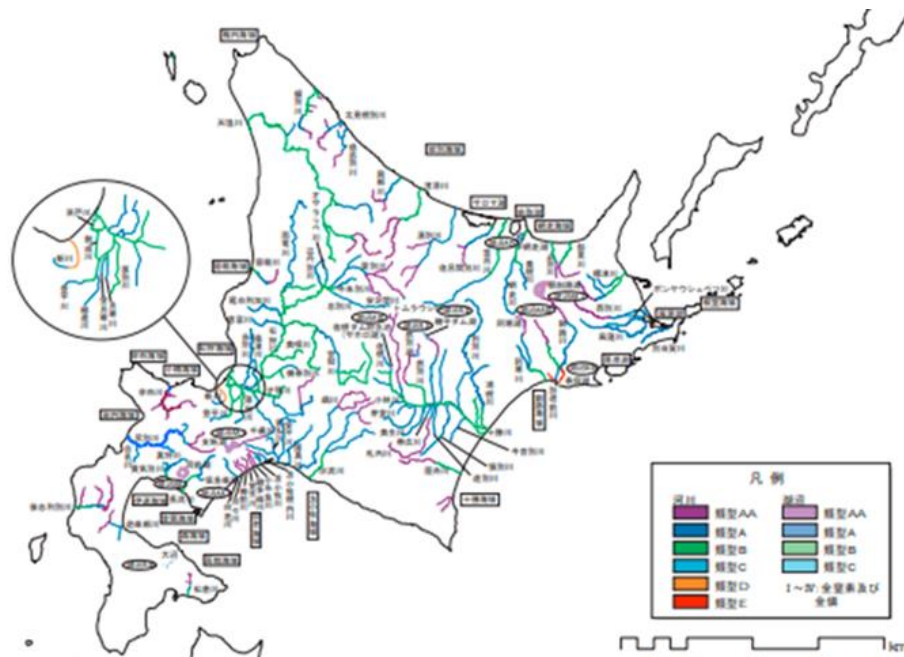
工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。（水質汚濁防止法第19条第1項）

17. 公共用水域の水質測定結果

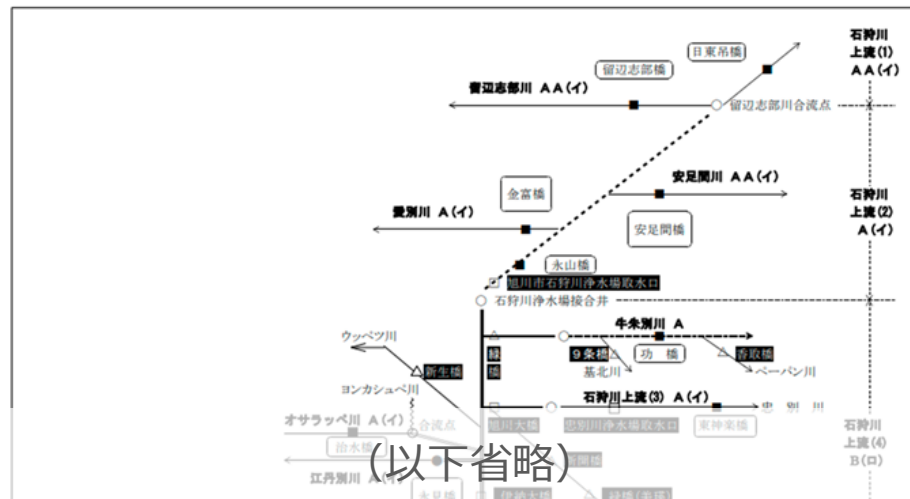
（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

[公共用水域及び地下水水質測定地点図 北海道]

[水環境総合情報サイト（環境省水・大気環境局大気環境課）（平成30年度）（EADAS）]



石狩川上流水域測定地点図



18. 航空施設

（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）より抜粋）

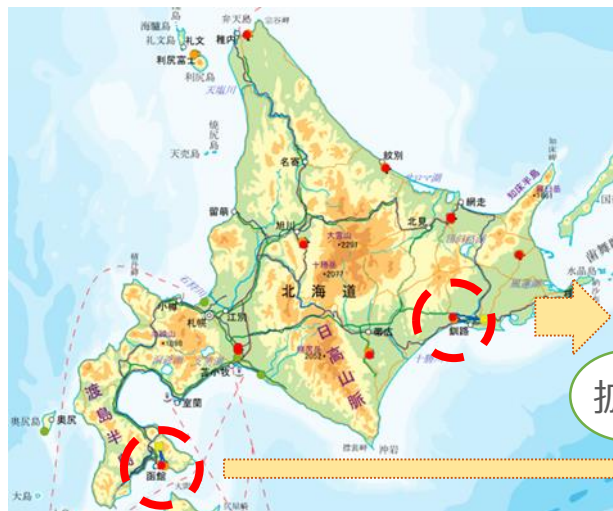
概要

航空施設とは、制限表面や航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設等のことです。

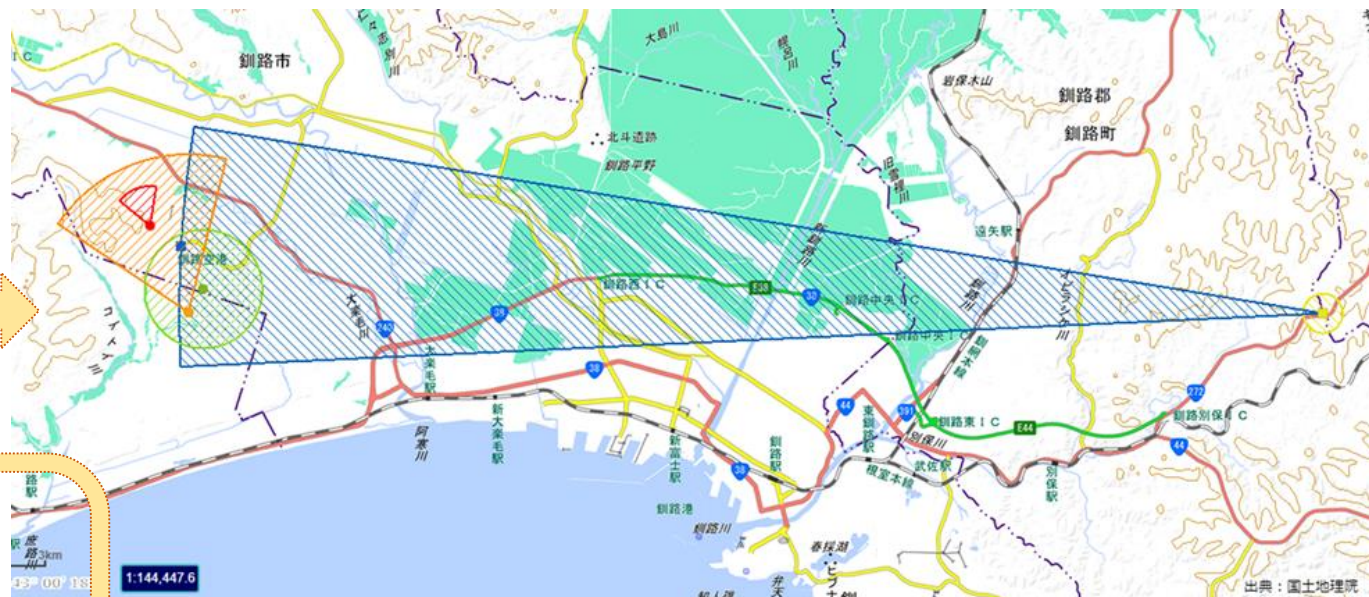
18. 航空施設

（環境省のホームページより抜粋）

〔国土交通省航空局の資料（令和3年10月7日時点）（EADAS）〕



拡大



出典：国土地理院

航空保安無線施設（位置）

- 超短波全方向式無線標識施設（VOR）
- 距離情報提供装置（DME）
- 超短波全方向式無線標識施設＋距離情報提供装置（VOR/DME）
- 戦術航法装置（TACAN）
- 超短波全方向式無線標識施設＋戦術航法装置（VORTAC）
- ローカライザー装置（LOC）
- ローカライザー装置（LDA）
- グライドスロープ装置（GS）

航空保安無線施設（影響範囲）

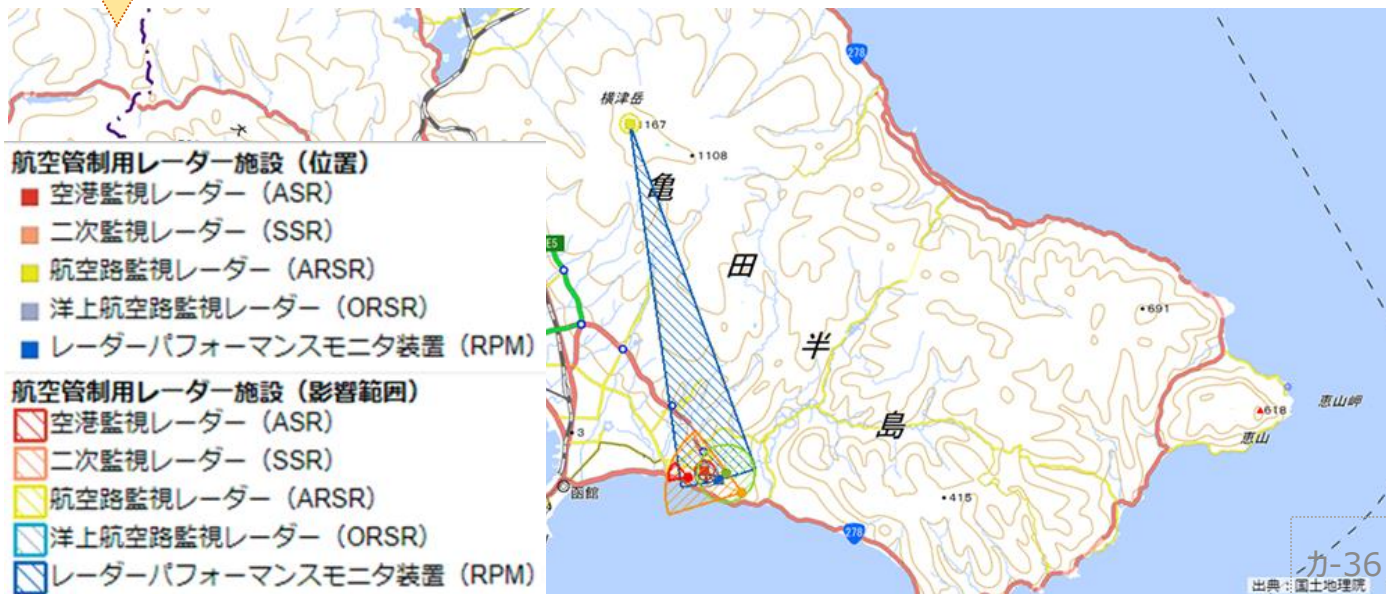
- 超短波全方向式無線標識施設（VOR）
- 距離情報提供装置（DME）
- 超短波全方向式無線標識施設＋距離情報提供装置（VOR/DME）
- 戦術航法装置（TACAN）
- 超短波全方向式無線標識施設＋戦術航法装置（VORTAC）
- ローカライザー装置（LOC）
- ローカライザー装置（LDA）
- グライドスロープ装置（GS）

航空管制用レーダー施設（位置）

- 空港監視レーダー（ASR）
- 二次監視レーダー（SSR）
- 航空路監視レーダー（ARSR）
- 洋上航空路監視レーダー（ORSR）
- レーダーパフォーマンスモニタ装置（RPM）

航空管制用レーダー施設（影響範囲）

- 空港監視レーダー（ASR）
- 二次監視レーダー（SSR）
- 航空路監視レーダー（ARSR）
- 洋上航空路監視レーダー（ORSR）
- レーダーパフォーマンスモニタ装置（RPM）



出典：国土地理院

19. 港湾

（広辞苑より抜粋）

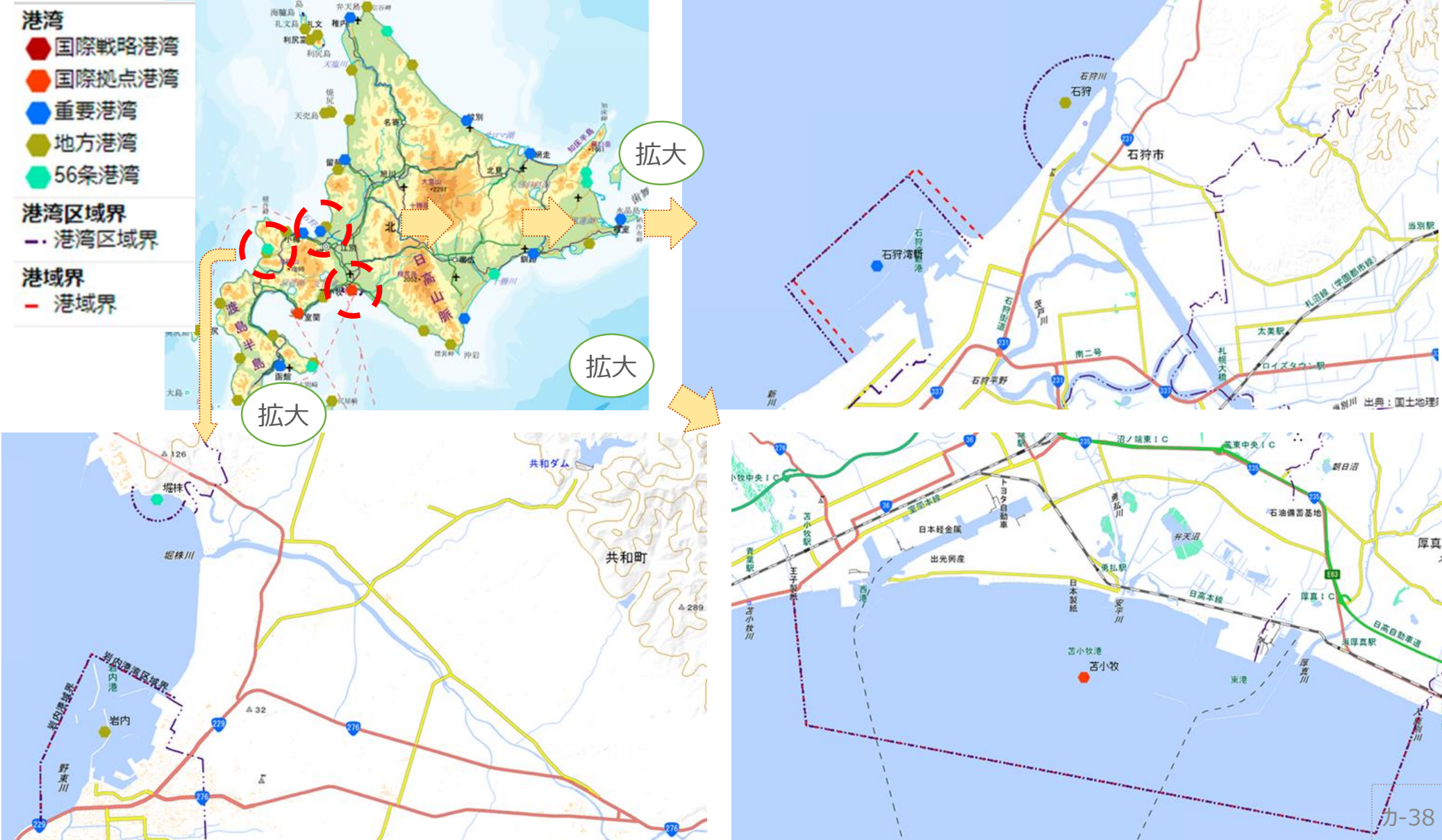
概要

港湾とは、船舶が安全に発着または停泊できるような、陸地に入り込んだ海域のことです。
また、人工的にそのように作った所のことです。
貨客の積みおろし、保管、水陸の連絡などの設備を有しています（みなと）。

19. 港湾

（環境省のホームページより抜粋）

[国土交通省「国土数値情報（港湾）平成26年」をもとに加工（EADAS）]



20. 国立自然公園、国定自然公園及び道立自然公園内の眺望点

概要

自然公園内における眺望点としての明確な定義や場所の定めは見つかりませんでした。

自然公園内の眺望点における区域

環境省が実施した自然資源調査の中で、公園の区域が記載されているため、参考情報として次ページに掲載します。